

基幹システムの共同化について(案)

1 湖南地域システム共同化の経過

平成24年度に、県主催のシステム共同利用検討会が開催され、それを機会にグループウェアの共同利用について検討するため、草津市、守山市、野洲市、湖南市及び栗東市の情報システム担当で意見交換会を始めた。

同年12月に「湖南地域グループウェア共同化連絡協議会」が設置され、協議会での業者選定を経て、平成25年10月には、グループウェアの共同利用を開始した。

一方、本市では、同年6月には、本市基幹システム更新について、「単独クラウド」で再構築することに決定し、業者選定を実施した。

平成26年度に入り、グループウェアだけでなく情報システム全般について協議するため、「湖南地域情報システム共同化連絡協議会」へと改称し、子育て応援・臨時福祉給付金対応や社会保障・税番号制度対応について情報交換、一部共同利用を行った。また、6月には「特定個人情報保護評価(番号制度)・次期住民情報システム構想」について提案があり、番号制度対応と基幹システム共同化の情報収集について、共同でのコンサル支援委託を10月から実施している。

その後、協議会事務局(草津市)から「住民情報システムの共同化について(案)」の提案があり、基幹システム共同化についての協議を始め、12月に事務局より市長会議の開催予定と、新たな「共同化(案)」の提示があった。

平成27年1月21日に湖南地域5市の市長による会議が開催され、各市の状況の違いや組織体制の課題はあるものの、共同化についての検討をしていくこととなり、別添覚書(案)を締結することとなった。

2 覚書(案)について

湖南地域情報システム共同化連絡協議会(任意)を構成する5市は、別添のとおり基幹システム共同利用に関する覚書(案)を締結することとし、その他以下の事項を合意する。

- (1) 5市は、平成27年度に予定している、次期基幹システムの選定に参加する。
- (2) 5市は、平成27年度のコンサル経費90万円(税抜)を均等に負担する。
- (3) 協議会は、平成27年10月に法定協議会に改組し、基幹システム担当事業者とシステム利用契約を締結する。

3 本市の対応

システムを共同化することで「割勘効果」による導入経費の削減が可能になり、運用・管理の効率化も図れることから、今回のパッケージシステム導入の評価・検証等をふまえ、本市におけるシステム共同化に関する庁内合意を図ることとしたい。

○メリット

(1) 経費削減

共同化による「割勘」の効果が働き、システムの管理・運用コストの削減が期待できる。

(2) 業務の効率化

様式・業務手順の統一化、標準化により業務の効率化が期待できる。

(3) 事務のアウトソーシングの推進

業務の運用を統一することにより、印刷・印字などの業務の共同アウトソーシングや事務の共通化による共同委託の推進が期待できる。

○デメリット

- (1) カスタマイズできない…本市独自機能が盛り込みにくい。
- (2) 職員への負担…共同化システムへのデータ移行作業など業務量と時間外手当の増。
- (3) システムノウハウの空洞化…各自治体において専門性が少なくなる。
- (4) 市民への対応…共通様式となるため市民、金融機関への対応が求められる。
- (5) 現行システムカスタマイズ費用の未償却…今までに支出した費用が未償却となる。

○経費比較

(千円)

平成	単独継続(日立)		単独継続(他社)		5年後共同化		10年後共同化	
	5年	累計	5年	累計	5年	累計	5年	累計
26-31	632,084	632,084	632,084	632,084	632,084	632,084	632,084	632,084
31-36	355,715	987,799	602,084	1,234,168	329,340	961,424	355,715	987,799
36-41	355,715	1,343,514	602,084	1,836,252	197,604	1,159,028	329,340	1,317,139
41-46	355,715	1,699,229	602,084	2,438,336	197,604	1,356,632	197,604	1,514,743

※上記金額は、契約の内容及び諸般の事情により変動する可能性あり。

※10年後共同化の平成31-36の金額は、日立システムズによる単独継続の金額を計上。

以上のことから、「5年後共同化」に移行することは、経費削減及び業務の効率化等のメリットに加え、経費比較においても、単独継続よりも約3千万円の削減効果があり、さらに10年後及び15年度において、その効果額はさらに増大することから、別添覚書(案)を締結し、共同化を進めることとしたい。

4 今後の予定

- ・ H27. 6. 30 定例記者会見(草津市)
- ・ H27. 7. 3 共同化覚書(草津市役所3F議会特別会議室)
 - ・ H27. 7~ 草津市次期システム調達(協議会として共同で依頼)
- ・ H27. 10 おうみ自治体クラウド協議会として法定協議会に移行
- ・ H28. 10 草津市システム更新
- ・ H30. 1 守山市システム更新
- ・ H31. 10 野洲市、湖南市、栗東市システム更新

基幹システムの共同利用に関する覚書（案）

草津市、守山市、栗東市、野洲市および湖南市（以下「構成市」という。）は、基幹システム（住民記録、税、福祉などを含む住民情報システム群）の共同利用（以下「本事業」という。）に関して以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、構成市が次期基幹システムの更新において、経費の節減、利便性の確保、効率性の追求およびセキュリティの確保のために本事業を遂行することで、システムの標準化・共通化を目指すために必要なことから定める。

（組織体制）

第2条 構成市は、本事業の推進に積極的かつ誠実に取り組むこととし、必要な体制およびその体制を維持するために必要な人員を確保・維持するものとする。

（運営組織）

第3条 構成市は、管理執行協議会（法定協議会）である「おうみ自治体クラウド協議会」（以下「協議会」という。）を設立して本事業を運営するものとする。

- 2 協議会の事務局は会長市に置く。
- 3 会長市は協議会に事務局長を派遣する。
- 4 協議会の運営に必要な人員は構成市で応分の負担をする。
- 5 協議会の運営に必要な事務費、人件費および旅費などの経費は構成市で応分の負担をする。
- 6 協議会の設置の日から平成29年3月31日までは、草津市長を会長とし守山市長を副会長とする。

（不参加の容認）

第4条 構成市は、いずれかの市が既存の基幹システムを継続利用することを選択し、本事業に参加しないことを容認する。

（参加の追認）

第5条 構成市は、構成市以外の市が本事業に参加することを妨げない。

（有効期限）

第6条 この覚書は締結の日から平成36年9月30日まで効力を持つ。

（その他）

第7条 この覚書に定めのないことがらおよびこの覚書について疑義が生じた場合は別途協議するものとする。

平成 27 年 月 日

湖南地域情報システム共同化連絡協議会

滋賀県草津市長 橋川 渉（市長印）

滋賀県守山市長 宮本 和宏（市長印）

滋賀県栗東市長 野村 昌弘（市長印）

滋賀県野洲市長 山仲 善彰（市長印）

滋賀県湖南市長 谷畑 英吾（市長印）

「債権管理条例・規則」の制定及び「債権管理マニュアル」の策定に向けた考え方（条例案の議会上程時期、及び検討体制）について

1. 現 状

市が保有する市税をはじめとする各種使用料・保険料などの債権の「適正な管理」は、市民負担の公平性の確保と市政運営の根幹となる財政基盤の確立の観点から、必要不可欠であります。

「適正な管理」とは、額の確定・調定（把握）、収納、徴収、強制執行、放棄などを指しますが、市が扱う債権は多種多様であり、所属毎に扱う法令や条例、規則等が異なること、また職員の定期異動に伴い各所属内において専門的知識や経験等を継続維持が困難であることが、適正な債権管理を行う上で課題としてあげられます。

上記に関連する事項については、平成21年度の随時監査において、「個々の事業の内容及び性質によって、各債権の性格を整理すること」「時効の起点を確認する上で重要となる債権管理台帳において、一部、経過記録が不備であること」「調定にかかる事務処理上の解釈において担当者により差があり、発生している債権全体が担当係以外では把握できず内部統制上好ましくないこと」が所見事項としてあげられています。その後の平成22年9月、23年3月、9月、24年3月の市議会定例会においても、全庁的かつ適正な債権管理を求める旨の監査報告が行われています。

また、市議会においては、市税をはじめとする市債権の滞納問題については今日までも質問が行われ、直近では平成26年12月議会の代表質問にて「債権管理条例」の制定を求める質問がなされ、条例案の作成に向けた調査・研究に努める旨の答弁を行っています。

2. 条例制定及びマニュアル策定の効果

前述「1. 現状」での課題を踏まえ、課題の解決と市債権を効率的かつ効果的に管理するためには、市としての統一したルール（債権管理条例）づくりが必要であります。

また、条例を効果的に運用するためのマニュアル整備も併せて行います。

条例及びマニュアルの整備により、次の効果が期待できます。

- ① 債権管理に関する市の姿勢を明確化することにより、市民から公平公正な市政への信頼を得ることができるとともに、公平な負担に支えられた市民サービスが提供できる。
- ② 滞納債権額の縮減が図れることにより、財源が確保できる。

- ③ 生活保護受給者以外の、失業や病気等、多様で複合的な課題を持つ生活困窮状態にある滞納者への適切な対応が行える。
- ④ 債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、将来にわたって徴収が困難と見込まれる債権の放棄手続きを定めることにより、市債権を適正に管理することができる。

3. 条例制定及びマニュアル策定にかかる検討体制

条例制定後の運用を効果的に実施するために、条例案およびマニュアル案の検討は、各債権管理担当課を中心に構成する「(仮称) 栗東市債権管理連絡会議 (以下、連絡会議)」を設置し、検討を行うものとします。

検討にあたっては、現在、各担当課において実施している債権管理業務の個々の特性を基に、実務上の問題点の掘り起こしや実現可能な債権管理方法についてが検討の柱となります。したがって、連絡会議の構成員は各債権管理担当課・係の実務担当者である係長 (課長補佐)・主幹・主査級職員の中から選任することとします。

併せて、構成員には生活困窮者自立支援法、及び法務・法規の担当者も加えた中で総合的に検討するものとします。

なお、構成員は各課・係を代表して選任されていることから、連絡会議での検討事項の内容については常に各々の所属長と連携を密にするものとし (検討内容によっては、連絡会議に所属長 (課長級職員) が加わることもある。)、連絡会議において検討した事項を、市 (全庁的) として意思決定する場合は「総合調整会議」とします。

4. 条例案の議会上程時期 (予定) 及び施行時期

条例案の議会への上程は、平成27年12月議会を目標とします。

(庁内協議に時間を要した場合は、平成28年3月議会に上程。また、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとし、規則についても条例案と同時期に制定します。)

条例の施行は平成28年4月1日とします。

5. マニュアルの策定期間

マニュアルについては平成28年3月までに策定するものとし、同年4月1日より運用するものとします。

6. 対象とする債権

市が保有する公債権（強制徴収公債権、非強制徴収公債権）及び私債権について、今後の検討の中において、条例対象債権を決定するものとします。

7. 徴収困難者及び生活困窮者への対応

各債権管理担当課による督促、臨戸訪問、催告等でも納付がない徴収困難者への対応（財産調査、強制徴収公債権の滞納処分、非強制徴収公債権及び私債権の訴訟等に関する、各債権管理担当課と現：納税推進室との事務の切り分け）、及び生活困窮者への対応（社会福祉課との連携）については、今後の検討の中において決定するものとします。

市債権および担当課（係）一覧表

(H27. 4. 23現在)

市債権名	担当課（係）	備考
市税	税務課 納税推進室	強公
国民健康保険税	〃 〃	強公
生活保護費返還金	社会福祉課 保護係	非公
後期高齢者医療保険料	保険年金課 高齢者医療係	強公
福祉医療費返還金	〃 福祉医療係	非公
医療費返還金	〃 国民健康保険係	非公
第三者行為による損害賠償金	〃 国民健康保険係	非公
介護保険料	長寿福祉課 介護保険係	強公
老人保護措置費負担金	〃 高齢福祉係	非公
児童扶養手当返還金	子育て応援課 児童・家庭福祉係	非公
児童手当返還金	〃 〃	非公
学童保育利用料 （指定管理・社協）	〃 〃	
保育園保育料	幼児課 保育園係	強公
幼稚園保育料	〃 保育園係	非公（私）
幼稚園預かり保育料	学校教育課 幼稚園係	非公（私）
児童等給食費負担金 （保・幼自園給食分、保センター分）	幼児課 保育指導係	私
栗東墓地公園管理料	環境政策課 生活環境係	非公
農業集落排水事業分担金	農林課 土地改良係	強公
農業集落排水処理施設使用料	〃 〃	非公
道路占用料	道路・河川課 管理・用地係	強公
法定外公共物占用料	〃 〃	強公
市営住宅使用料	住宅課 住宅係	私
市営住宅駐車場使用料	〃 〃	私
住宅新築資金等貸付償還金	人権政策課 同和政策係	
水道料金	上下水道課 上下水道管理係	私
水道加入金	〃 〃	私
下水道受益者分担金	〃 上下水道業務係	強公
下水道受益者負担金	〃 〃	強公
下水道使用料	〃 〃	強公

児童等給食費負担金（幼稚園セター分）	教育総務課 学校給食共同調理場	私
生徒等給食費負担金（小学校セター分）	” ”	私
就修学奨励資金	人権教育課 同和教育指導係	非公

強公…強制徴収公債権 非公…非強制徴収公債権 私…私債権

スケジュール（案）

月	議 会	総 合 調 整 会 議	債 権 管 理 連 絡 会 議	全 般	備 考
H27 4				近隣市（大津市・草津市・守山市・野洲市・ 湖南市・甲賀市）状況調査	
5		年間計画（議会上程予定時期）、及び検討体制について報告（7日）	設置要綱作成 構成メンバーの選定及び依頼 第1回連絡会議 ・債権所管関係課毎の現況整理及び課題抽出	債権所管関係課 現状把握 ・未収金の有無 ・回収にかかる手順、方法 ・回収困難な未収金の課内の取り扱い	
6					
7	9月議会補正予算案提出 ・条例案にかかる弁護士相談料、職員研修会弁護士報酬費				
8		条例案、規則案 協議（報告）	第2回連絡会議 ・条例案、規則案、マニュアル案 検討		
9	9月議会 補正予算案上程			条例案パブリックコメント実施予告	
10	12月議会 案件提出	条例案、規則案 報告＜意思決定＞	第3回連絡会議 ・条例案、規則案、マニュアル案 検討 ・弁護士による債権管理にかかる職員研修会	条例案、規則案 弁護士協議（2～3回程度） 条例案パブリックコメント	
11					
12	12月議会 条例案議会上程				
H28 1			第4回連絡会議 ・マニュアル案 検討	H28.4以降の債権管理体制（組織体制） 検討	
2		マニュアル案 協議（報告）、＜意思決定＞			
3				マニュアル策定	
4			債権管理にかかる債権所管課向け説明会 〃 研修会（弁護士） H28～ 情報交換を目的に、2～3回／年程度開催	債権管理条例及び規則 施行 マニュアル運用開始 債権管理にかかる債権所管課向け説明会 〃 研修会（弁護士）	

「創業支援事業計画」について

■計画策定の背景

国は、日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）において、「開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」（※現行は4.6%）とした目標実現に向け、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法の中で「地域の創業を促進させるため、市区町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取組（創業支援事業計画）を国が認定することにより、市区町村の取り組みを応援する支援措置を講じる」こととしている。

平成27年2月27日の第4回認定終了時では、全国301市区町村が認定（滋賀県内→大津市、草津市、長浜市、東近江市、米原市）されており、引き続き第5回認定申請が公募されたことから、本市においても、国の支援を受けながら創業支援事業を進めるため、「創業支援事業計画」素案を策定し、産業競争力強化法の規定に基づく認定を取得するべく申請手続きを行うもの。

（滋賀県内の第5回申請自治体→彦根市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、日野町、愛荘町）

■計画の概要

- | | |
|---------|---|
| 計画策定主体 | 栗東市 |
| 創業支援事業者 | 栗東市商工会、滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫 |
| 計画期間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間 |
| 計画概要 | <ul style="list-style-type: none">●栗東市が実施する主な創業支援<ul style="list-style-type: none">・創業サポート窓口の開設（ワンストップ相談窓口）・国、県、市の支援施策一覧の作成と紹介、創業支援機関の紹介・栗東市商工会の創業支援アドバイザーとの連携・特定創業支援事業に関わる証明書の発行・創業支援事業計画の進行管理・創業支援にかかる連絡会議の調整 など●栗東市商工会が実施する主な創業支援<ul style="list-style-type: none">・創業サポート窓口の設置・創業事業計画書策定支援・市場ニーズの情報提供、事業者連携、販路開拓のマッチング・創業にかかる書類作成補助・商店街空き店舗の開業支援・採用、人事労務管理等のアドバイス・特定創業支援事業（創業支援塾等）の実施、修了証の発行 など●金融機関が実施する主な創業支援<ul style="list-style-type: none">・顧客ニーズや採算性へのアドバイス・資金調達へのアドバイスと金融支援・創業支援事業計画のブラッシュアップ など |

■計画認定のメリット

●認定を受けた市区町村

- (1) 地域経済循環創造事業交付金（地域資源と金融機関の資金を活用した事業への地方公共団体の助成経費への交付）
- (2) 特別交付税措置
 - ①産学金官ラウンドテーブルの推進（ローカル 10,000PJ 実現までのプロセスに要する経費への措置）
 - ②ローカル 10,000 プロジェクトの推進（地域密着型企業の初期投資にかかる地方公共団体の補助への措置）
 - ③地域の資源を活用した事業を行う法人等への支援措置（地方公共団体の出資に対する交付金措置）

●認定を受けた創業支援事業者

- (1) 信用保証 創業支援事業を行うNPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施。

●認定を受けた市区町村での創業者

- (1) 創業・第二創業促進補助金
 - ①創業促進補助金 補助率：2/3 補助金額：100万円以上～200万円以内
 - ②第二創業促進補助金 補助率：2/3 補助金額：100万円以上～200万円以内
- 既存事業廃止費用として 800万円

●特定創業支援事業の支援を受けた創業者

- (1) 登録免許税の軽減
- (2) 信用保証の拡充
- (3) 日本政策金融公庫の融資制度にかかる条件緩和

■認定を受けた他市町の取り組み概要

項目	長浜市	大津市・草津市	東近江市	米原市
市のワンストップ窓口	・商工担当1名で対応	・中小企業診断士1名配置（中小企業支援全般）	・商工担当2名で対応	・商工担当2名で対応
創業関連市単独助成	・有 （借入れ保証金の1/4を市が補助） ※保証料1%のうち、市が0.25%、信用保証協会が0.25%を負担 H26実績 23件 184万円 H27予算 25件 200万円	・無	・無	・有 （創業支援補助金→女性と若者に限定した創業経費の一部補助。H27は見直し予定） H26実績 2件 75万円 H27予算 4件 200万円
その他	・長浜市内4つの商工会議所・商工会による「ビジネスサポート協議会」での創業支援 ・バイオビジネス創出研究所によるバイオ関連ビジネスへの支援		・創業塾・起業塾（市・商工会・商工会議所が50万円ずつ負担して開催） 創業塾→商工会 起業塾→商工会議所	・H27.9から商工会にて創業塾を開催予定

別表 1—1（創業サポート窓口）

市町村が実施する創業支援事業（栗東市）

創業支援事業の目標
<p>・栗東市に創業支援の創業サポート窓口（ワンストップ相談窓口）を設け、栗東市商工会、地域金融機関等との連携を図ることにより、年間12件以上の相談件数を目標とし、年間6件の創業者創出を目標とする。</p> <p>■ 12件の根拠：1創業者・創業希望者/月（過去の実績）×12ヶ月</p> <p>■ 6件の根拠：相談窓口1か所×0.5人/月（過去の実績）×12ヶ月</p> <p style="text-align: center;">※合計1名の相談員を配置することにより6件の創業者創出を達成する。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>（1）創業支援事業の内容</p> <p>＜創業サポート窓口の業務＞【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗東市に創業支援の創業サポート窓口（ワンストップ相談窓口）を設け、栗東市商工会、地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）と連携しながら様々な創業時の課題解決に向けた支援を行う。創業サポート窓口（ワンストップ相談窓口）には栗東市商工観光課職員1人を市の担当課窓口配置し相談対応を行う。 ・栗東市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。 ・また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を把握・分析し適切なコーディネートを行なうことができる創業支援アドバイザーを栗東市商工会にも配置し、栗東市窓口と連携して支援を行う。 <p>創業に必要となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。</p> <p>＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ターゲット市場の見つけ方 <ul style="list-style-type: none"> 栗東市商工会は市場ニーズを把握し、情報提供の中で共有化を図る。また、栗東市は力をいれて伸ばして行きたい市場について、ニーズ調査や事業者が行なう調査への支援を行なう。 2. ビジネスモデルの構築の仕方 <ul style="list-style-type: none"> ・栗東市商工会、地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、栗東市商工会が、創業支援塾を実施し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。 ・（公財）滋賀県産業支援プラザのインキュベーションがオフィスの提供を行いつつ、インキュベーションマネージャーが専門家派遣・情報提供・ビジネスマッチングを支援するとともに財務、税務などのアドバイスを行なう。 ・滋賀県よろず支援拠点企業が企業から安定までの各段階のニーズに応じて決め細やかな支援を行なう。 ・栗東市は地産地消の推進や行政や大企業などの市内からの調達率を高めるとともに地域の中小企業者と市民、その他の経済主体が手を取り合い地域循環型の経済を実現していくための取組みを行う。 3. 売れる商品・サービスの作り方 <ul style="list-style-type: none"> ・栗東市商工会が商品やサービスに対する専門的知見に基づき、強み、弱みを分析しアドバイスを行なう。 ・また、栗東市商工会が事業者連携のためのマッチングを行う。 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について <ul style="list-style-type: none"> ・栗東市商工会が販売先、ターゲット、販売方法価格へのアドバイスを行う。

- ・栗東市商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

5. 資金調達

地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに栗東市が融資制度の紹介や活用を促すとともに、借りに関する信用保証料の一部補助を行う。また、栗東市商工会が資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6. 事業計画の作成

- ・栗東市商工会が事業計画策定について、専門家とともにアドバイスを行う。
- ・地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）が事業計画書のブラッシュアップを行う。

7. 許認可、手続き

栗東市が担当課において創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、関係機関を紹介し、税務、労務管理、企業手続きのアドバイスを行ってもらう。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

栗東市商工会と滋賀県よろず支援拠点が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携について>

各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、市が情報集約・一元化を図り、創業サポート修了証を作成する。創業サポート修了証には製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望み、どういったノウハウが不足しているかを明確にし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援事業について>

- ・栗東市が連携している連携支援機関に相談を実施し、1月以上にわたり、4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の専門家のアドバイスを受け、創業サポート修了証でその旨を確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、栗東市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を栗東市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制改善していくこととする。特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、滋賀県よろず支援拠点や栗東市商工会等と連携してフォローアップを行い適切な支援を行なっていくとともに、成功事例については、栗東市の広報誌やホームページへ掲載、パンフレットの配布を行なうなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・栗東市商工観光課の1名が窓口担当者となり、公的制度の情報提供や手続き支援、創業支援事業者である経済団体、地域金融機関への取り次ぎ、創業支援事業のPRを市広報

やホームページを活用して積極的に行う。

- 必要な予算については栗東市が予算化することとする。
- 各連携支援機関が窓口相談を受けた創業者個人情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、栗東市が一元管理をし名簿作成を行い、また、「創業サポート修了証」を作成し、関係機関との共有を図る。
- 栗東市、栗東市商工会との連携を強化するため、適宜必要に応じて連絡会議を開催し、事業状況、改善点等について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日

別表2—1（創業サポート窓口）【拡充：特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 栗東市商工会 (2) 住所 滋賀県栗東市手原3丁目1番25号 (3) 代表者の氏名 会長 清水 憲 (4) 連絡先 TEL：077-552-0661 FAX：077-553-5263 担当者：経営支援課 増田	
創業支援事業の目標	
・ 創業者に対する創業サポート窓口（ワンストップ窓口相談）を栗東市商工会に設置する。 ・ 地域金融機関と連携を図ることにより、年間12件以上の相談を実施することを目標とし、内6件の創業実現を目標とする。 ■ 12件の根拠：1創業者・創業希望者/月（過去の実績）×12ヶ月×1.2倍 ■ 6件の根拠：相談窓口1か所×0.5人/月（過去の実績）×12ヶ月×1.2倍 ※合計1名の相談員を配置することにより6件の創業者創出を達成する。	
創業支援事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援事業の内容 <創業サポート窓口の業務> 【拡充：特定創業支援事業】 ・ 栗東市商工会に創業支援のワンストップ個別相談窓口（創業サポート窓口）を設置する。 ・ 平日8時30分～17時15分まで、相談対応を行う。予約制とする。 ・ 創業サポート窓口にて行う指導内容は以下のとおり。 1. 事業計画書（ビジネスプラン含む）の作成【経営】 栗東市商工会が事業計画書策定についてアドバイスを行う。 必要に応じて中小企業診断士等の専門家による事業計画書のブラッシュアップを行う。 また、補助金等については、栗東市、栗東市商工会が申請書作成支援を行う 2. マーケティング戦略（販売方法、商品開発）【販路開拓】 栗東市商工会が市場ニーズの情報提供、商品・サービスに対するアドバイス、事業者連携・販路開拓のマッチングを行う。 必要に応じて中小企業診断士等の専門家によるアドバイス支援を行う。 3. 資金計画・調達・会計【財務】 栗東市商工会が資金計画・調達・会計・税務へのアドバイスを行い、書類作成の補	

助を行う。

栗東市・栗東市商工会が連携して、商店街の空き店舗での開業を支援する。

4. 人材確保・育成【人材育成】

栗東市商工会が採用、人材育成プログラム、労務管理等のアドバイスを行う。

必要に応じて社会保険労務士等の専門家によるアドバイス支援を行う。

5. 許認可・手続き

栗東市が担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、栗東市商工会が各専門家を紹介し税務・労務・企業手続きアドバイスをを行う。

- ・創業サポート窓口を活用し、1回1時間程度の相談を1カ月以上にわたり、4回以上継続的に実施し、上記の指導を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を習得したと認められる者を、特定創業支援事業を修了したと認め、「創業サポート修了証」を発行する。
- ・事業終了後も進捗状況をフォローし、アドバイス等の継続支援を行う。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・週5日相談窓口を常設し、相談案件がある毎に対応する。相談内容等によっては、外部専門家や地域金融機関と連携してアドバイスにあたる。
- ・公的制度および手続きについての相談を希望する創業者・創業希望者は市の窓口へ取り次ぎ、市の窓口を利用した創業者・創業希望者が創業サポート窓口を希望した場合は相談を引き継ぐなどの連携をとっていく。
- ・栗東市は、市役所、図書館、コミュニティセンター等で施策のPRを行う。また、卒業生である創業者には、栗東市の支援制度及び公的融資等の融資制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報の共有を行う。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、窓口指導内容等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに栗東市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日

別表 2-2 (創業塾・起業塾) 【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 栗東市商工会</p> <p>(2) 住所 滋賀県栗東市手原3丁目1番25号</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 清水 憲</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263 担当者 : 創業支援課 増田</p>
創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度栗東市商工会が「経営計画作成セミナー」及び「経営力強化セミナー」等を開催し、合計92名の受講生があった。 ・平成27年度からは「創業支援塾」を開催することで、より充実した創業者支援事業を実施する。 「創業支援塾」・・・参加者30名(定員)30名を支援目標とする。 ・上記受講者のうち、9人の創業実現を目標とする。(過去の実績の2倍)
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>■『創業支援塾』【拡充・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回5日間(週に1回・5時間)の塾を実施。フォローアップ相談会を5回。塾の開講後予約制で行う。 ・栗東市商工会の会館会議室を利用する。 ・中小企業診断士等の専門家を招き、以下のテーマにて講座を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 「創業の基礎知識」 「創業時の資金調達」 ☆「決算書の基礎知識」《財務》 ☆「マーケティングの基本」《販路開拓》 ☆「人材育成・採用の基礎知識」《人材育成》 「インターネット活用術」 「公的支援制度について(株)日本政策金融公庫」 「経営シミュレーション演習」 ☆「利益計画の立て方」《経営》 <p><特定創業支援事業について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義のうち、4つの知識(経営、財務、人材育成、販路開拓)が身に付く☆のついてい講義を受講し、且つ全体の7割以上の出席をした者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。 ・☆のついてい講義を事情等により受講できなかった場合、フォローアップ相談会で個別指導を行い、知識の習得を支援する。 <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創業支援塾」は、カリキュラムの策定、専門家の確保は、栗東市商工会が行い、広報、会場・教材の準備等の事務手続きを栗東市、栗東市商工会が連携して行う。 ・栗東市は、市役所、図書館、コミュニティセンター等で施策のPRを行う。また、卒業生である創業者には、栗東市の支援制度及び公的融資等の融資制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報の共

有を行う。

- ・講義途中・終了後、講師を含めた受講生間の情報交換できる人脈づくりを目的に、各自実費負担にて、交流会を開催する。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに栗東市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日

栗東市シティセールス戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 栗東市シティセールス戦略（以下「シティセールス戦略」）および栗東市地域資源活用ビジョン（以下「活用ビジョン」）の策定にあたり、本市における地域資源を効果的に活用し、まちの活性化へ結び付けるための方策の検討とそれらの持つ魅力の情報発信による活力のある住みよいまちづくりに向けた都市イメージの創出を目指す具体的な取り組みの内容等について、市民、各種団体等からの意見を反映させることを目的として、栗東市シティセールス戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、シティセールス戦略および活用ビジョンに盛り込むべき内容について検討を行い、意見を述べ、案を市長に提言する。

(組織構成等)

第 3 条 委員会は委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に所属する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要とする者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長があらかじめ指名する副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が召集する。ただし、最初に召集される会議は、市長が召集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は政策推進部広報課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

【栗東市シティセールス戦略策定委員会委員】（案）

◆委員

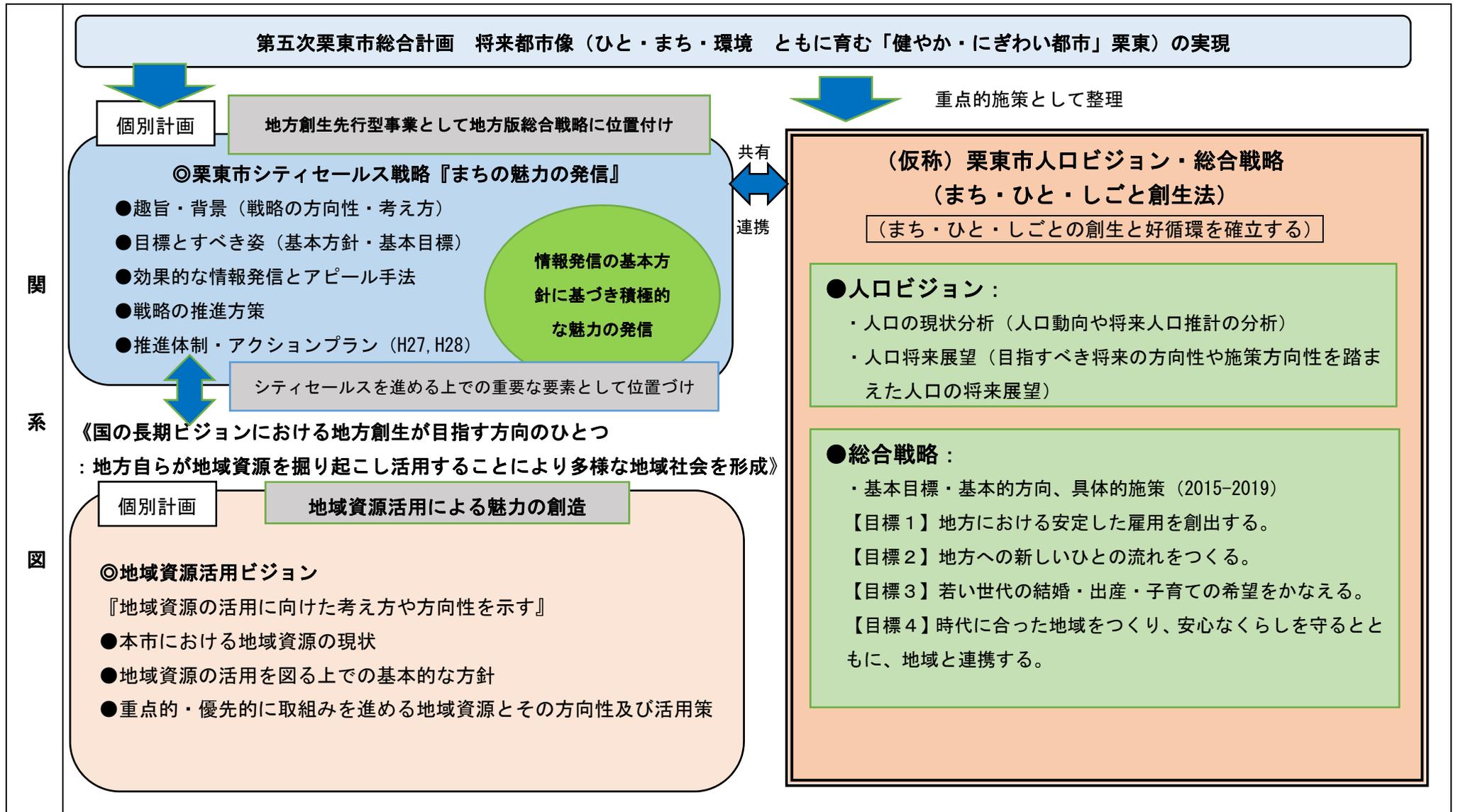
		分野	所属団体・組織・役職等	氏名	備考
1	学識経験者	学識経験者	龍谷大学社会学部 専任講師	笠井 賢紀	
2	関係団体の代表	地域振興	栗東市地域振興協議会連絡会 会長	富永健二郎	
3	関係団体の代表	協働・市民活動	NPO 法人しがNPOセンター 事務局長	幡 郁恵	
4	関係団体の代表	観光振興	栗東市観光物産協会 協会会員（アプリ代表）	田中 由美	
5	関係団体の代表	商工振興 まちづくり	栗東市商工会 青年部 （社）栗東青年会議所 監事	清水 厚芳	
6	関係団体の代表	農業振興	JA 栗東市 営農課 特産担当（いちじく生産組合）	西村氏	
7	関係団体の代表	林業振興 金勝山施設管理	滋賀南部森林組合 道の駅こんぜの里駅長	金織 昭人	
8	関係団体の代表	馬関連	栗東トレーニングセンター 総務課 課長補佐	東 剛	
9	関係団体の代表	メディア	びわ湖放送(株)営業本部 ディレクター	井上 みゆき	
10	関係団体の代表	青年層	栗東市はたちの集い実行委員会 (H26)	溝口 紗耶	
11	公募による市民	一般公募	一般公募	山本 高之	

事務局	政策推進部長 広報課長 係長	南 博 川崎 武徳 川津 裕一
-----	----------------------	-----------------------

【事務局】 政策推進部広報課シティセールス推進係

栗東市シティセールス戦略と地域資源活用ビジョン、(仮称)栗東市人口ビジョン・総合戦略との関係について

●栗東市シティセールス戦略の基本的方向：まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する（仮称）栗東市人口ビジョン・総合戦略との方向性を共有し、具体的対策等の連携・整合を図りながら、地域の特色や地域資源等を活用したまちの魅力の発信による発信戦略のための「基本方針」として取りまとめます。



H27,05,07

総合調整会議資料

平成 27 年度中長期財政見通し等の 議会への提出時期について

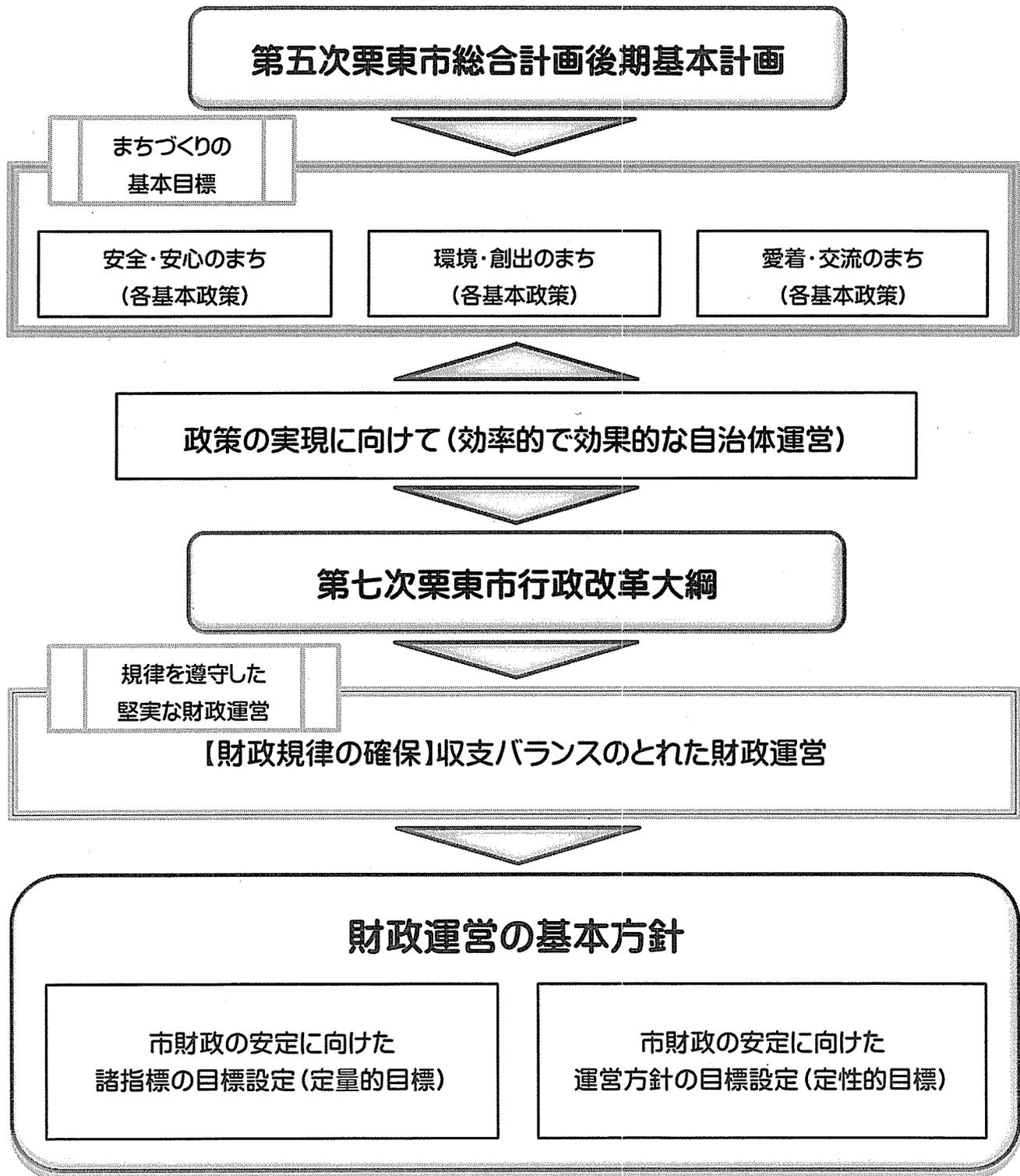
- ① (新) 集中改革プランによる集中改革期間が H26 年度で全て終了した。
- ② (新) 集中改革プラン実施時に市民に説明していた「改革終了後、平成 27 年度から 29 年度までの間は、毎年前 3 年間の検証を行い、新たな企業誘致効果や財政調整基金などにより年度間の収支調整を行い、平成 30 年度での財政健全化を達成する。」を踏まえ、決算ベースでの改革の数的効果や社会経済情勢を踏まえた行政サービスのあり方等の整理に一定の時間を要する。
- ③ 改革プランを策定するベースとなった平成 23 年度中長期財政見通しにおける平成 25 年度、26 年度の財政構造見通しと、平成 26 年度決算を踏まえた財政構造見通しとの比較、再検証が必要。
- ④ 平成 28 年度以降にかかる中長期財政見通しに反映する諸指標について、より精度の高い数値を用いるために平成 26 年度決算統計の結果、普通交付税の本算額等を見極める。
- ⑤ 行財政改革大綱に位置づけられた「財政運営の基本方針」の策定にあたり、上記の項目との整合を図る。
- ⑥ 上記のことから、平成 27 年度中長期財政見通し等については、平成 26 年度決算が固まった後に、これまでの改革の成果、今後の財政見通し、財政構造や社会構造の変化などを検証したうえで、より確度の高い見通しとして調製する。
- ⑦ 以上のことから、平成 27 年度の中長期財政見通し等の議会への提出時期を、昨年度と同様に本年 8 月頃を目途とする。
- ⑧ 議会構成も 6 月に新たなものとなるため、中長期財政見通し等の提出時期については、改選後の議会に対して説明を行う。

以上

H27.05.07

総合調整会議資料

栗東市財政運営基本方針の体系(案)



○栗東市行財政改革推進本部規程

平成19年4月25日

訓令第6号

改正 平成20年4月1日訓令第5号

平成21年4月1日訓令第6号

平成23年4月1日訓令第3号

平成24年4月1日訓令第1号

(設置)

第1条 本市の行財政の健全な運営を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として栗東市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び財政健全化に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革推進計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 行政評価の推進に関すること。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長及び部長相当職位にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、説明又は意見を聴くため関係職員を本部の会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 本部は、必要に応じて次に掲げる専門的な事項について調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- (1) 財政健全化に関すること。
- (2) 事務事業の見直しその他行政の効率化に関すること。
- (3) 定員管理適正化及び組織の再編等に関すること。
- (4) 行政評価制度の推進に関すること。

(5) 事務改善に関すること。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織し、本部長が指名する職員をもって構成する。
- 3 部会長は、担当部会の調査研究その他担当部会の会務が終了したときは、その結果を本部長に報告するものとする。
- 4 第4条及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において「本部長」とあるのは「部会長」に、「副本部長」とあるのは「副部会長」に、「本部」とあるのは「部会」に読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 本部及び専門部会の事務局は、政策推進部元気創造政策課に置く。

- 2 専門部会の事務局は、専門部会が調査研究する事項を所管する課と共同処理を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。